

# 新入学学用品費の入学前支給のご案内

長泉町教育委員会

町では、令和8年度に小学校へ入学されるお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に、就学援助制度のうち、新入学学用品費の支給を入学前に行います。援助をご希望される方は、下記の条件等をご確認のうえご申請ください。

## 援助の内容

---

支給額／57,060円 支給日／令和8年2月2日（月）  
支給方法／長泉町から申請者（保護者）の口座に振り込みます。

## 援助の対象となる方

---

以下の条件すべてに該当する方が対象となります。

- 令和8年1月1日現在で長泉町に住所を有している児童の保護者
- 長泉町立小学校に入学予定の児童の保護者
- 長泉町の令和7年度就学援助制度の認定基準※に該当する方  
※別紙「就学援助制度のご案内」参照
- 生活保護及び他の市区町村の制度で、同様の支給を受けていない方

## 申請方法及び提出期限

---

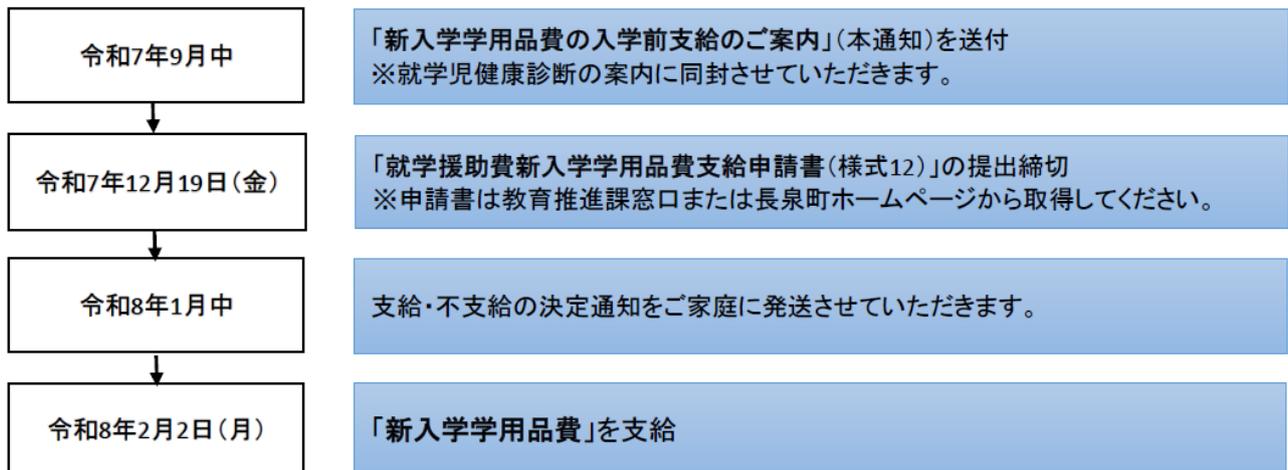
下記提出書類を申請期限までに提出先へご提出ください。

- 「就学援助費新入学学用品費入学前支給申請書」  
※教育推進課窓口でお申し出いただくか、町ホームページからダウンロードしてください。
- 必要添付書類（該当するもののみ）  
児童扶養手当を受給している方 → 児童扶養手当証書の写し  
遺族年金や障害年金などを受給している方 → 年金証書や年金振込通知書の写し  
令和7年1月1日現在において、長泉町以外に住所があった方  
→ 生計を同じにする※18歳以上の方全員の令和7年度所得課税証明書  
※生計を同じにする…同居している場合（住所が同番地の場合）には、相互に何らかの経済的依存関係が存在することが推測されることから、生計の状態にかかわらず、生計を同じくする者とみなされます。

申請期限 令和7年12月19日（金）まで

提出先 長泉町教育委員会 教育推進課 教育総務チーム

## 支給までの流れ



## 入学後の就学援助制度について

新入学学用品費の入学前支給の他に、ご入学後に学用品費や給食費等が援助される「就学援助制度」がございます。

こちらは別に申請が必要であり、希望される場合は令和8年4月になりましたらお子様が入学された小学校へお申し出ください。

なお、入学後の就学援助については「令和8年度就学援助制度」の認定基準により判断され、新入学学用品費の入学前支給時の判断(認定・不認定)と異なることがあります。

## 新入学学用品費を入学前に受給されなかった場合

新入学学用品費の入学前支給を申請されなかったり、審査の結果不支給となった場合でも、上記「令和8年度就学援助制度」の申請手続きを令和8年4月中に行い認定されると、「新入学学用品費」として同様の費用が令和8年7月末に支給されます。

## 注意事項

- 長泉町外へ転出される予定の方は、転出先市区町村の就学援助担当にお問合せください。なお、申請後に長泉町外へ転出が決まった場合は、長泉町教育委員会に至急ご連絡ください。
- 支給後に転出された場合、新入学学用品費の返金は求めませんが、転出先市区町村に当町から入学前支給を行った旨を通知します。

|   |                |            |
|---|----------------|------------|
| 担 | 当：教育推進課教育総務チーム | 就学援助担当(村上) |
| 電 | 話：055-989-5529 |            |